

年発第 1009001 号
平成19年10月9日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について

厚生年金基金における加入員原簿の記録等の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下の厚生年金基金に対し指導されたい。

なお、下記の第2の1及び2の取扱いについては、社会保険庁と協議済であるので念のため申し添える。

記

第1 加入員原簿の記録の適正な管理について

現行制度においては、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号）第12条に基づき、設立事業所の事業主は、その使用する者が加入員の資格を取得してから5日以内に厚生年金基金に対し資格取得届出を行い、その後、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第29条第1項に基づき、社会保険庁から当該加入員に係る被保険者についての確認又は決定の通知を受け、同法第128条に基づき、当該確認又は決定の通知と厚生年金基金に行った加入員資格取得届出の記載事項の内容に相違がある場合は、その相違事項を記載した届出書を当該厚生年金基金に届け出る、相違がない場合は、その旨を厚生年金基金に届け出ることなどとされていること。

現行制度の取扱いは、以上のとおりであるが、適正な届出の実施について、改めて設立事業所の事業主に徹底されたいこと。

また、加入員原簿の記録の作成及び管理については、従前より「厚生年金基金の事業運営について」（昭和41年11月30日年発第549号）において示しているところであるが、上記の事業主の届出の徹底と併せ、改めて適正な管理を行うこと。

第2 加入員原簿の記録の整備等について

1. 社会保険庁の厚生年金保険被保険者原簿の記録に訂正があった場合の取扱いについて（別紙1参照）

社会保険庁の厚生年金保険被保険者原簿（以下「被保険者原簿」という。）の記録

については、社会保険庁における本人からの記録照会等の手続（以下「記録確認手続」という。）の結果、訂正される場合が生じるが、その際の加入員原簿等の記録の取扱いは、次のとおりとすること。

なお、本取扱いに係る詳細な事務処理要領等については、別途通知することとしていること。

(1) 社会保険庁における取扱い

① 厚生年金基金等に対する照会

記録確認手続の中で、被保険者原簿の記録が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者（以下「加入員等」という。）に係る記録の場合は、地方厚生局を通じて、当該加入員等に係る記録を管理する厚生年金基金又は企業年金連合会に照会し、回答を求めることとされていること。

② 厚生年金基金等に対する記録の訂正通知

記録確認手続の中で、審査した結果（年金記録確認第三者委員会によるあつせんを含む。）、加入員等に係る被保険者原簿の記録の訂正を行った場合は、地方厚生局を通じて、当該加入員等に係る記録を管理する厚生年金基金又は企業年金連合会に訂正した旨及びその内容を通知することとされていること。

③ 本人からの訂正の申出の周知

被保険者原簿の記録の訂正が行われた場合には、厚生年金基金の加入員期間等に影響が生じる場合があるため、本人から厚生年金基金に申し出るよう、本人に対し周知・徹底することとされていること。

(2) 地方厚生局における取扱い

① 社会保険庁からの照会文書の厚生年金基金等への送付等

ア (1)①の照会を受けた地方厚生局（以下「社会保険庁管轄厚生局」という。）は、当該厚生年金基金（厚生年金基金が解散したことによる清算法人が存続している場合を含む。）を管轄する地方厚生局（企業年金連合会に照会する場合にあっては、関東信越厚生局。以下「基金等管轄厚生局」という。）に照会文書を送付すること。

イ 基金等管轄厚生局は、照会文書の写しを保管するとともに、当該厚生年金基金（当該厚生年金基金が解散している場合であって、清算法人が存続していない場合は、企業年金連合会）に照会文書を送付すること。また、回答があった場合には、回答の写しを保管するとともに、社会保険庁管轄厚生局に回答を送付すること。

ウ 回答を受けた社会保険庁管轄厚生局は、社会保険庁に回答を送付すること。

② 社会保険庁からの記録の訂正通知の厚生年金基金等への送付及び処理結果の把握

(1)②の記録の訂正通知を受けた場合には、①と同様、訂正通知の写しを保管するとともに、厚生年金基金又は企業年金連合会に送付し、当該厚生年金基金又は企業年金連合会における処理結果について、その報告を求めること。

③ 事務処理の状況についての報告

基金等管轄厚生局は、①及び②に係る事務処理の状況について、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課へ報告すること。

(3) 設立事業所の事業主における取扱い

① 厚生年金基金への届出

ア 記録確認手続の中で、社会保険庁に対し、被保険者原簿の記録の訂正の届出を行った場合は、厚生年金基金に対しても届出が必要であること。

また、社会保険庁から、当該届出に基づき被保険者原簿の記録を訂正した旨の通知があった場合は、厚生年金保険法第128条の規定による届出（以下「128条届出」という。）が必要であること。

イ 記録確認手続の中で、社会保険庁に対し、厚生年金被保険者資格取得届の決定通知等の証拠書類を提出した場合は、同様の証拠書類を厚生年金基金に対しても提出すること。

また、社会保険庁から、当該証拠書類に基づき被保険者原簿の記録を訂正した旨の通知（事業主の訂正届出を経ず、記録の訂正が行われた場合は、連絡）があった場合は、128条届出（事業主の訂正届出を経ず、記録の訂正が行われた場合は、その旨の届出）が必要であること。

ウ 社会保険庁から、年金記録確認第三者委員会のあっせんに基づき被保険者原簿の記録を訂正した旨の連絡があった場合は、その内容につき、厚生年金基金に対する届出が必要であること。

② 加入員等への加入員原簿の記録の訂正の周知

厚生年金基金から、加入員原簿の記録の訂正を行った旨の通知があった場合には、その旨、加入員等に周知すること。

(4) 厚生年金基金における取扱い

① 加入員等からの訂正の申出の周知

被保険者原簿の記録の訂正が行われた場合には、加入員等から厚生年金基金に申し出るよう、設立事業所の事業主を通じ又は直接、加入員等に対し周知・徹底すること。

② 社会保険庁からの照会への回答

記録確認手続の中で、社会保険庁から加入員等に係る記録について照会があった場合には、適切に回答すること。

③ 加入員原簿等の記録の訂正

設立事業所の事業主からの届出、社会保険庁からの記録の訂正通知及び加入員等からの申出に基づき、加入員原簿の記録と突き合せを行い、必要に応じて所要の記録訂正を行うこと。

なお、事業所が全喪している場合は、社会保険庁からの記録の訂正通知及び加入員等からの申出に基づき、加入員等の記録と突き合わせを行い、必要に応じて所要の記録訂正を行うこと。

また、当該加入員等の記録が中途脱退者に係るものである場合は、企業年金連合会に対し、中途脱退者に係る記録の訂正の手続を行うこと。

④ 加入員原簿の記録の訂正通知

加入員原簿の記録の訂正を行った場合には、その旨、設立事業所の事業主及び当該事業主を通じ又は直接、加入員等に通知すること。

⑤ 処理結果の報告

社会保険庁からの記録の訂正通知を受けた加入員原簿の記録の処理結果について、基金等管轄厚生局に報告すること。

(5) 企業年金連合会における取扱い

① 社会保険庁からの照会への回答

記録確認手続の中で、社会保険庁から解散基金加入員に係る記録について照会があった場合には、適切に回答すること。

② 中途脱退者等に係る記録の訂正

ア 中途脱退者に係る記録について、厚生年金基金からの中途脱退者に係る記録の訂正の手続に基づき記録訂正を行うこと。

イ 解散基金加入員に係る記録について、解散した厚生年金基金に係る清算法人からの解散基金加入員に係る記録の訂正手続又は社会保険庁からの記録の訂正通知に基づき記録訂正を行うこと。

③ 中途脱退者等に係る記録の訂正通知

中途脱退者及び解散基金加入員に係る記録の訂正を行った場合には、その旨、当該中途脱退者又は解散基金加入員に通知すること。

④ 処理結果の報告

社会保険庁からの記録の訂正通知を受けた解散基金加入員に係る記録の処理結果について、基金等管轄厚生局に報告すること。

2. 被保険者原簿と加入員原簿との突き合せについて

(1) 趣旨

今般、厚生年金基金の記録の適正性を確保する観点から、被保険者原簿と加入員原簿の突き合せを行うこととしたこと。

なお、本取扱いに係る詳細な事務処理要領等については、別途通知することとしていること。

(2) 基本的な仕組み（別紙2参照）

① 社会保険庁から、企業年金連合会を通じ、厚生年金基金に対し、厚生年金基金ごとに被保険者記録の提供を行い、当該記録に基づき、各厚生年金基金において記録の突き合せを行うこと。

② 当該突き合せの結果に基づき、社会保険庁、厚生年金基金及び企業年金連合会において、必要に応じ、所要の記録訂正を行うこと。

③ 加入員原簿の記録の訂正を行った場合には、その旨、設立事業所の事業主及

び当該事業主を通じ又は直接、加入員等に周知すること。

(3) 実施時期

- ① 平成20年度において、突き合せの準備ができた厚生年金基金から順次実施し、平成20年度中を目途に全厚生年金基金において突き合せを実施すること。
- ② 平成21年度以降については、各厚生年金基金の実情等を考慮しつつ、定期的（5年に1度程度）に突き合せを実施すること。

3. その他

厚生年金基金による給付を受ける権利は、厚生年金保険法第170条第1項の規定によりその時効は5年であり、また、当該権利に基づき支払期日ごとに支払うものとされる給付の支給を受ける権利は、民法（明治29年法律第89条）第169条の規定によりその時効は5年であるが、それぞれ同法第145条の規定によりその時効を援用せず、給付を行うことが可能であること。

第3 加入員等に対する記録等の提供について

平成20年度から、各厚生年金基金の実情に応じ、定期的に、管理している記録（加入履歴等）及び将来の給付に関する必要な情報（加入実績に応じた年金見込額等）を分かりやすい形で、事業主を通じ又は直接、加入員等に通知するよう努めること。なお、標準的な様式等については、別途通知することとしていること。

また、住所が不明であることにより通知することが困難である者については、市区町村に対し、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努めること。

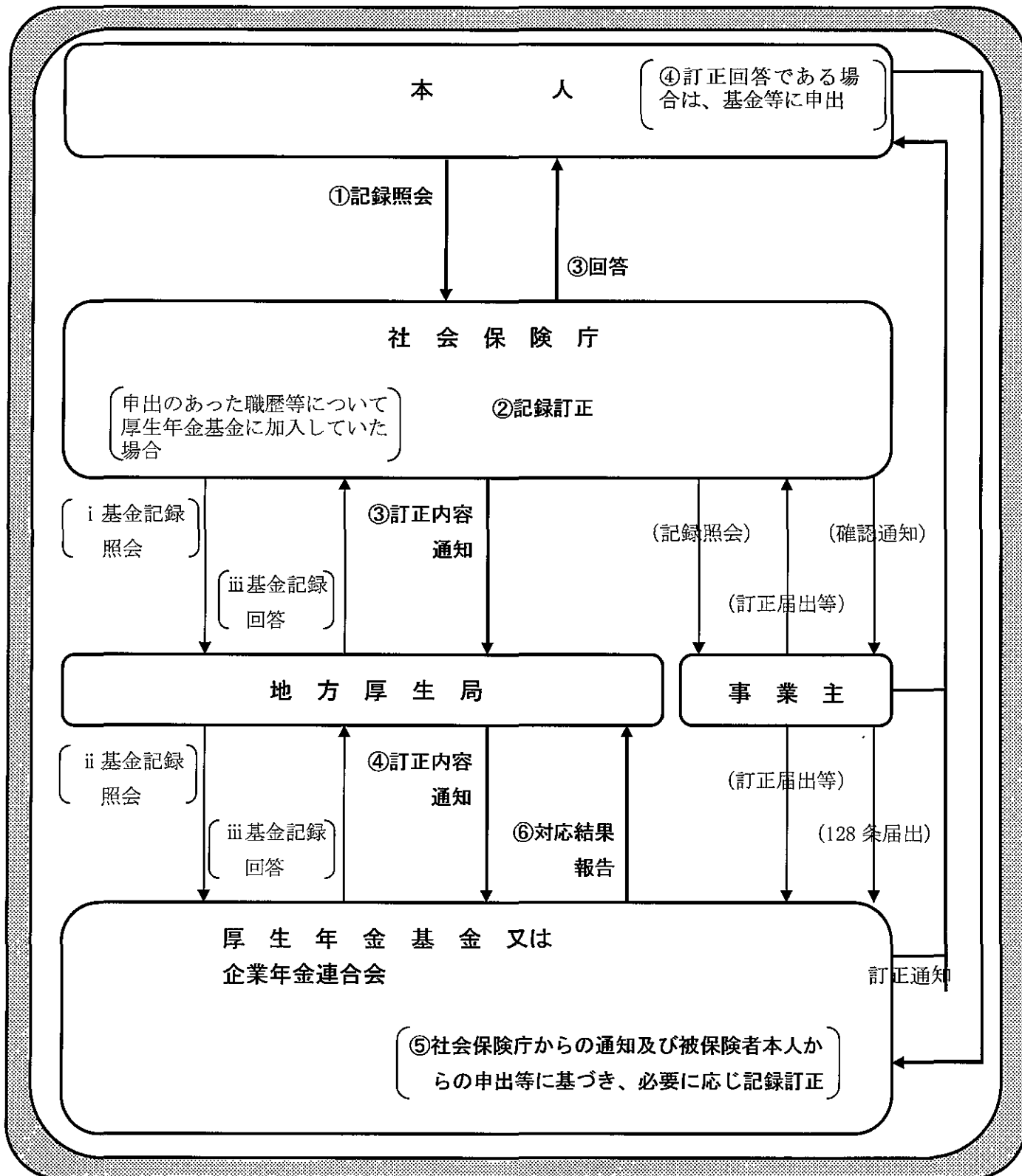
第4 裁定請求の勧奨について

各厚生年金基金においては、厚生年金基金規約で定める受給権を取得する前に裁定請求書の送付を行うなど裁定請求の勧奨に努めること。

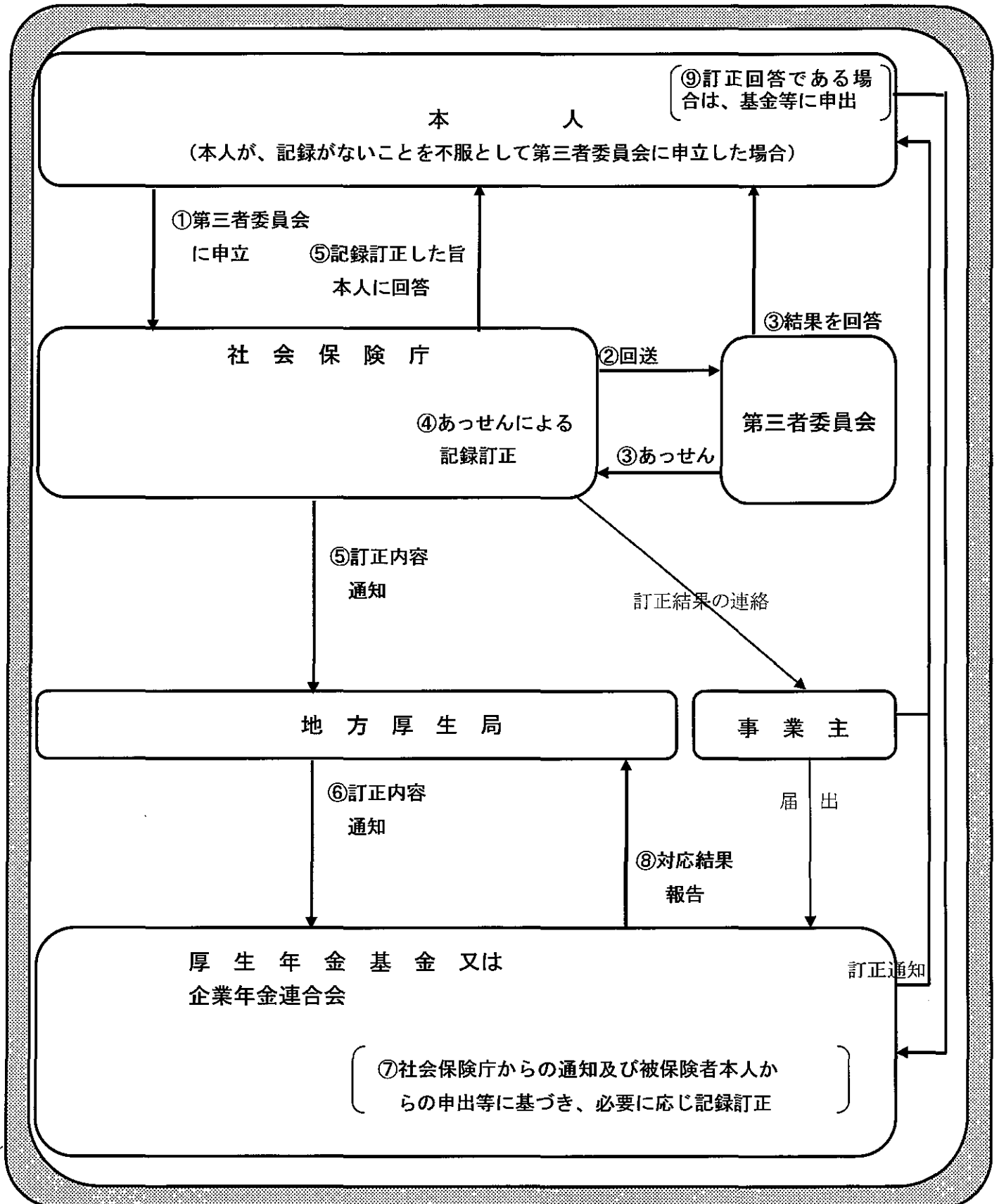
また、受給権取得後一定期間経過後においても裁定請求を行っていない者については、再度裁定請求書を送付するなど裁定請求の勧奨に努めること。

さらに、住所が不明であることにより裁定請求の勧奨が困難である者については、市区町村に対し、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努めること。

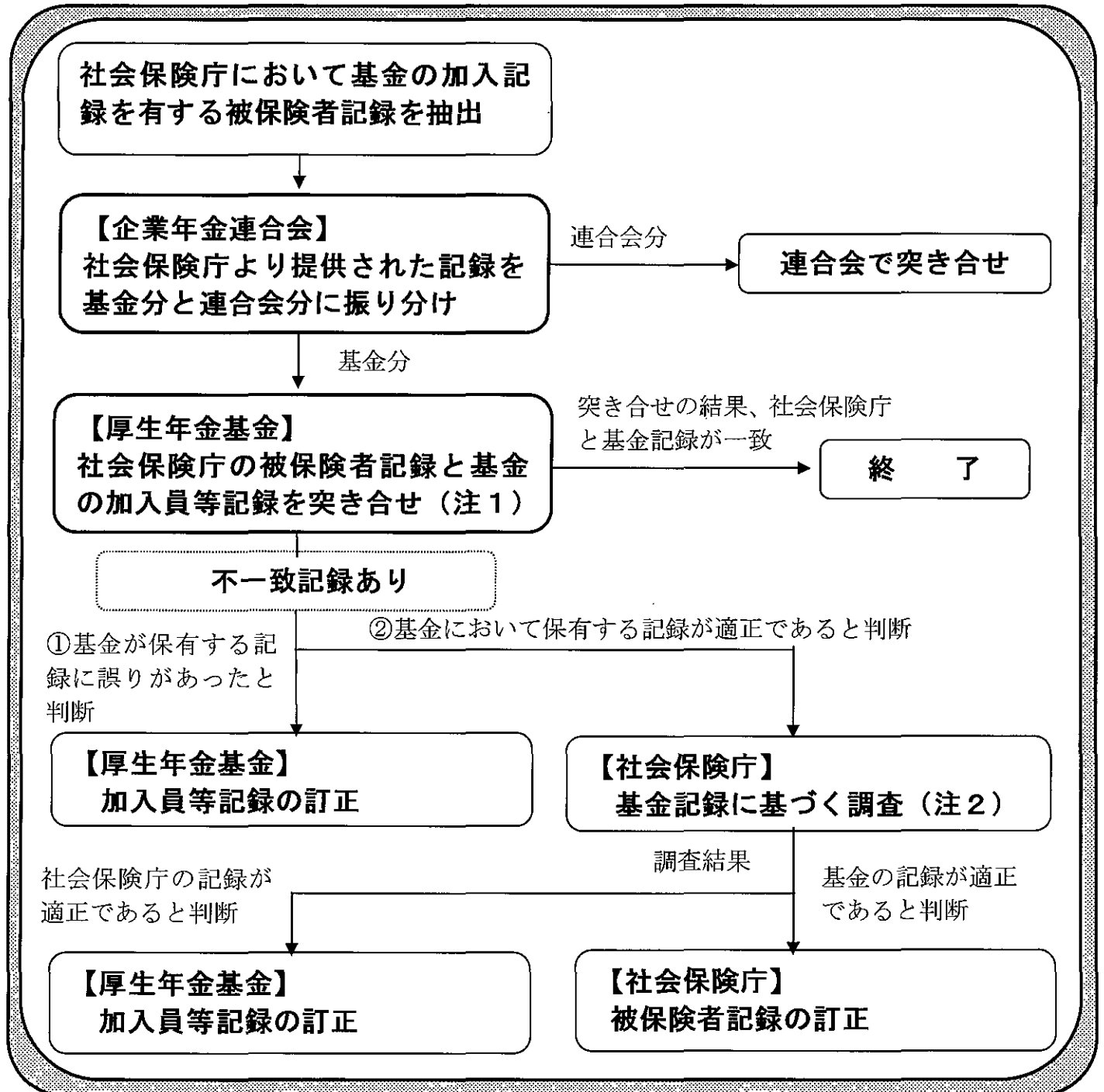
厚生年金基金加入員等に係る厚生年金の記録訂正に関する事務処理



厚生年金基金加入員等に係る年金記録確認第三者委員会の
あっせんによる厚生年金の記録訂正に関する事務処理



社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録の突き合せについて



(注1) 突き合せ項目は、次のとおり

- ①基金番号、②基礎年金番号、③氏名、④生年月日、⑤異動年月日（取得、月変・算定・喪失）、⑥標準報酬月額（標準賞与額）、⑦異動原因（新規取得、再取得、月変、算定、資格喪失、死亡喪失）、⑧年金証書記号番号（基礎年金番号・年金コード及び支給制度区分）、⑨受給権発生年月

(注2) 原簿（マイクロフィルム）等の調査を含む。